

(3) 課税仕入れ等の税額の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000			
計 ㉑	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉒	2,901,000								
③ + ㉑	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称			
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き) ①		円	円	円	円	
				13,888,888	13,888,888	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				12,350,000	12,350,000	
課税仕入れに係る消費税額 ⑩		(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	720,416	720,416	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮				720,416	720,416	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯				720,416	720,416	
課5課95 税億税% 売円売未 上超割 の高又合 がはが合	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰				※付表2-1の⑨X欄へ	
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑱				※付表2-1の⑩X欄へ	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦)) ⑲				※付表2-1の⑪X欄へ	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦) ⑳				※付表2-1の⑫X欄へ	
控除の調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑				※付表2-1の⑬X欄へ	
差引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がプラスの時 ㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	720,416	※付表2-1の⑭X欄へ	
	控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時 ㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ		※付表2-1の⑮X欄へ	

【税率 6.3%適用分】

⑮ 12,350,000 [付表 2-2 ⑨C欄]

(注) この事例は税込経理ですので、課税仕入れの全額を記載します。⑰、⑲についても同じです。

⑯ $12,350,000 \times 6.3/108 = 720,416$ [付表 2-2 ⑩C欄]

【税率 6.24%適用分】

⑰ 1,220,000 [付表 2-1 ⑨D欄]

⑱ $1,220,000 \times 6.24/108 = 70,488$ [付表 2-1 ⑩D欄]

【税率 7.8%適用分】

⑲ 1,930,000 [付表 2-1 ⑨E欄]

⑳ $1,930,000 \times 7.8/110 = 136,854$ [付表 2-1 ⑩E欄]



※ この事例は、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上となりますので、課税仕入れ等の税額の合計額の全額を控除します（この事例では、付表 2-1・2-2 の⑩を⑮、⑯及び㉓に転記します。）。

※ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式で計算します（付表 2-1・2-2 の⑰～⑳で計算します）。個別対応方式又は一括比例配分方式の計算の詳細については、国税庁ホームページ（「消費税及び地方消費税の申告書の書き方」など）をご覧ください。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

		課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		一般
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税売上額 (税抜き)		①	13,888,888	2,314,814	2,272,727	18,476,429
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)		⑨	12,350,000	⑰ 1,220,000	⑲ 1,930,000	15,500,000
課税仕入れに係る消費税額		⑩	720,416	⑱ 70,488	⑳ 136,854	927,758
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)		⑮	720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)		⑯	720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	一括比例配分方式	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))	⑲			
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
控除調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整 (加算又は減算) 額	㉑				
差引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がプラスの時	㉓	720,416	⑳ 70,488	㉓ 136,854	927,758
	控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時	㉔				

(4) 差引税額の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表		課税期間			氏名又は名称	一般
簡易共通		平成31・1・1～令和元・12・31				
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	874,944	874,944	
		(付表2-2の⑭-⑯A欄の合計金額)	(付表2-2の⑭-⑯B欄の合計金額)	(付表2-2の⑭-⑯C欄の合計金額)	※付表1-1の⑬X欄へ	
控除税	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑳A欄の金額)	(付表2-2の⑳B欄の金額)	⑳ 720,416	720,416
	返還等に係る税額	⑤			付表2-2から	※付表1-1の⑮X欄へ
	⑤ 売上げの返還等	⑤				※付表1-1の⑮-ⅠX欄へ
控除税額小計	⑦			720,416	720,416	※付表1-1の⑰X欄へ
	(④+⑤+⑥)					
控除不足還付税額	⑧		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ		※付表1-1の⑱X欄へ
	(⑦-②-③)					
差引税額	⑨		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	㉒ 154,528	154,528
	(②+③-⑦)					

【税率 6.3%適用分】

㉒ 874,944 - 720,416 = 154,528 [付表1-2 ⑨C欄]

(5) 地方消費税の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表		課税期間			氏名又は名称	一般
簡易共通		平成31・1・1～令和元・12・31				
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑲X欄へ
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	㉓ 154,528	154,528
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬		※第二表の⑲欄へ	※第二表の⑲欄へ	154,528	154,528
	(⑫-⑪)					※付表1-1の⑲X欄へ
譲渡割額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)		※付表1-1の⑳X欄へ
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	㉔ 41,698	41,698
合計差引譲渡割額	⑯					
	(⑮-⑭)					

【税率 6.3%適用分】

㉓ 154,528 [付表1-2 ⑫C欄] 付表1-2 ⑨C欄から転記

㉔ 154,528 × 17/63 = 41,698 [付表1-2 ⑮C欄]



付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
消費税額	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑮欄へ 144,393	※第二表の⑯欄へ 177,216	※第二表の⑰欄へ 1,196,553	
		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税	控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額) 720,416	(付表2-1の㉒D欄の金額) ⑳ 70,488	(付表2-1の㉓E欄の金額) ㉓ 136,854	※第一表の④欄へ 927,758
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	⑤ 売上げの返還等	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
控除税額小計	(付表1-2の⑦X欄の金額) (④+⑤+⑥) 720,416	70,488	136,854	※第一表の⑦欄へ 927,758	
控除不足還付税額	(付表1-2の⑧X欄の金額) (⑦-②-③) ⑧	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
差引税額	(付表1-2の⑨X欄の金額) (②+③-⑦) ⑨ 154,528	⑳ 73,905	㉔ 40,362	268,795	

【税率 6.24%適用分】

㉕ 144,393 - 70,488 = 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄]

【税率 7.8%適用分】

㉖ 177,216 - 136,854 = 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄]

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	(付表1-2の⑫X欄の金額) 154,528		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) ㉙ 114,267	268,795
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	(付表1-2の⑬X欄の金額) (⑫-⑪) 154,528		※第二表の㉚欄へ 114,267	※マイナスの場合は第一表の⑭欄へ ※プラスの場合は第一表の⑭欄へ ※第二表の㉚欄へ 268,795	
譲渡割額	還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額) 41,698		(⑫E欄×22/78) ㉛ 32,229	73,927
合計差引譲渡割額	(⑮-⑭) ⑯			※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ 73,927	

【税率 6.24%及び 7.8%適用分】

㉙ 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄] + 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄] = 114,267 [付表 1-1 ⑫E欄]

㉛ 114,267 × 22/78 = 32,229 [付表 1-1 ⑮E欄]

※ 6.24%及び 7.8%適用分の地方消費税率は、同率(消費税額の 22/78)であることから、付表の計算式のとおり、6.24%及び 7.8%適用分の消費税額を合計した上で、地方消費税率を乗じます。